

資料

防犯に配慮した設計ガイドライン 一覧

第1 総則	
1.目的	このガイドラインは、防犯に配慮した住宅及び公共施設等の計画・設計を行う際の留意事項や具体的な手法等を示すことにより、成熟社会に対応した住宅ストックの形成及び市街地の防犯性の向上を図ることを目的とする。
2.適用範囲等	<p>(1) このガイドラインは、防犯性の向上が必要とされる地域において、建設及び改修される住宅、道路、公園、駐車・駐輪場等を対象とする。</p> <p>(2) このガイドラインは、事業者、所有者又は管理者等に対し、防犯性の向上に係る計画・設計上配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法を一般的に示すものである。</p> <p>(3) このガイドラインは、対象となる施設の諸条件によっては、次の場合がある。</p> <p>①このガイドラインに示す各項目の適用の必要がない場合</p> <p>②このガイドラインに示す内容とは異なる手法等をとる必要がある場合</p> <p>③このガイドラインに示す項目以外の防犯上の配慮を必要とする場合</p> <p>(4) このガイドラインは、関連法令との関係、施設画面上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえ、本ガイドラインが示す項目の適用について検討する必要がある。</p> <p>(5) このガイドラインは、社会状況の変化や技術の進展を踏まえ、必要に応じて見直すものである。</p>
第2 防犯に配慮した計画・設計の基本事項	
1.住宅と市街地の防犯性の向上のあり方	<p>●防犯性は、住宅や市街地における安全性を確保する上で重要な性能である。特に最近では、犯罪の増加や防犯意識の高まり等からその重要性が高まっており、住宅や公共施設等の計画・設計に当たっては、防犯性の向上に十分配慮する必要がある。</p> <p>●防犯性の向上に当たっては、住宅や公共施設等に必要な他の性能等とのバランスに配慮しながら、配置計画や設計上の工夫により、防犯上効果的な対策となるように計画・設計することが必要である。また、住民等による防犯活動の取組み、警察との連携等につなげることに留意して計画・設計することが必要である。</p>
2.防犯に配慮した計画・設計の基本原則	<p>●周辺地域の状況、時間帯による状況の変化等に応じて、次の4つの基本原則から防犯性の向上のあり方を検討し、計画・設計を行う。</p> <p>①周囲からの見通しと照明を確保する(監視性の確保)</p> <p>②適切な維持管理とコミュニティ形成の促進を図る(領域性の強化)</p> <p>③犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる(接近の制御)</p> <p>④部材や設備等を破壊されにくいものとする(被害対象の強化・回避)</p>
3.防犯に配慮した計画・設計の進め方	計画・設計に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則(第2-2に掲げるものとする。以下同じ。)を踏まえた上で、配置計画や基本設計等を検討する。

第3 一戸建ての住宅に係る防犯上の留意事項	
1. 新築住宅の建設に係る基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●戸建て住宅の新築（建替えを含む。以下同じ。）に当たっては、計画敷地、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、配置計画、各部位の設計等を検討する。 ●防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で設計する。
2. 既存住宅の改修に係る基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の戸建て住宅の改修（増築を含む。以下同じ）に当たっては、敷地、建物、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、改修計画、各部位の設計等を検討する。 ●防犯性の向上に当たっては、改修内容との関わりを適切に把握した上で、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、費用対効果等を総合的に判断して設計する。
3. 玄関	<ul style="list-style-type: none"> ●玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）から見通しが確保された位置に配置するとともに、かんぬき（デッドボルト）が外部から見えない構造のものとする。 ●玄関扉の錠は、破壊及びピッキング等の不正解錠が困難なものとするとともに、主錠の他に補助錠を設置したものとする。
4. 勝手口	<ul style="list-style-type: none"> ●勝手口を設置する場合は、周囲から見通しが確保された位置に配置することが望ましい。 ●勝手口の扉は、かんぬき（デッドボルト）が外部から見えない構造のものとする。また、破壊及びサムターン回し等不正解錠が困難なもので、主錠の他に補助錠を設置したものとするのが望ましい。
5. 風除室	<p>玄関等に風除室を設置する場合は、内外を相互に見通せる構造にするとともに、施錠可能な扉を設置する。</p>
6. 居室の窓	<p>居室の窓は、周囲から見通しが確保された位置に配置する。侵入が容易な位置にある窓については、雨戸や窓シャッター、施錠装置、こじ破り等が困難なガラス等の侵入防止に有効な措置が講じられたものとするのが望ましい。</p>
7. 居室以外の窓	<p>居室以外の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲から見通しが確保された位置に配置することが望ましい。侵入が容易な位置にある窓については、防犯性能の高い面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じたものとするのが望ましい。</p>
8. バルコニー	<p>バルコニーは、塀、屋外付帯設備等を利用した侵入が困難な位置に配置することが望ましい。その手摺り等は、周囲からの見通しが確保された構造のものとするのが望ましい。</p>
9. 塀、柵又は垣等	<p>塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しを確保したものとするとともに、居室の窓等への侵入の足場とならないものとする。</p>
10. 屋外照明	<p>玄関、門、駐車場等に屋外照明を設置する。駐車場等の屋外照明にはセンサライト等を活用することが望ましい。</p>
11. 屋外付帯設備等	<p>冷暖房の室外機、雨樋等の屋外付帯設備、堆雪空間等は、居室の窓への侵入の足場とならないよう配慮する。</p>

第4 共同住宅に係る防犯上の留意事項	
1. 新築住宅の建設に係る基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●共同住宅の新築に当たっては、計画敷地、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、配置計画、動線計画、住棟計画等を検討する。 ●防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で設計する。
2. 既存住宅の改修に係る基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の共同住宅の改修に当たっては、建物、敷地、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、当該住宅の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、改修計画を検討する。 ●計画修繕等に併せた改修は、防犯上の必要性、計画修繕内容との関わりを適切に把握した上で、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、経済性等を総合的に判断して設計する。
3. 共用出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●共用出入口は、道路等からの見通しが確保されたものとするように留意する。 ●共用玄関付近の照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。共用玄関以外の共用出入口付近の照明設備は、人の顔や行動を識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。 ●共用メールコーナーは、共用玄関付近から見通しが確保されたものとし、人の顔や行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。また、郵便受箱は、施錠可能なものとする。
4. エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーターは、非常時においてかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとし、人の顔や行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。外部からかご内を見通せる構造の窓のある扉又は防犯カメラ等が設置されたものとするのが望ましい。 ●共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関付近からの見通しが確保されたものとし、人の顔や行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。その他の階のエレベーターホールは、共用廊下又は共用階段からの見通しが確保されたものとし、人の顔や行動を識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。
5. 共用階段・共用廊下等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保されたものとするとともに、バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。屋内に設置される共用階段は、周囲から見通しが確保された位置に配置するとともに、階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。 ●共用廊下は、共用階段やエレベーターホールから、見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。また、バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。 ●共用階段・共用廊下の照明設備は、人の顔や行動を識別できる程度以上の照度を確保することができるものとする。 ●屋上は、出入口等に扉を設置し、施錠可能なものとするとともに、バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。

6. 駐車場・自転車置場等	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場・自転車置場・オートバイ置場は、周囲から見通しが確保されたものとする。 ● 駐車場・自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。屋内の場合は、人の顔や行動を識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。 ● 自転車置場・オートバイ置場は、チェーン用バーラック等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられたものとすることが望ましい。
7. 通路・広場・緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ● 通路・広場・緑地・児童遊園等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等から見通しが確保されたものとする。 ● 通路・広場・緑地・児童遊園等の照明設備は、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。 ● ゴミ置場は、道路等から見通しが確保されたものとするとともに、他の部分と塀等で区画されたものとすることが望ましい。 ● 塀、柵又は垣等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないものとする。
8. 住戸の玄関	<ul style="list-style-type: none"> ● 住戸の玄関扉は、その材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、かんぬき（デッドボルト）が外部から見えない構造のものとする。 ● 住戸の玄関扉の錠は、破壊及びピッキング等の不正解錠が困難なものにするとともに、主錠の他に補助錠を設置したものとする。
9. 住戸の窓	<ul style="list-style-type: none"> ● 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外は、面格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものとする。 ● バルコニーに面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、避難計画等に支障のない限り、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものとすることが望ましい。
10. バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ● バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置することが望ましい。 ● バルコニーの手摺り等は、転落防止等に配慮しつつ、周囲からの見通しが確保された構造のものとすることが望ましい。

第5 道路に係る防犯上の留意事項	
1. 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の建設、改修及び市街地整備等に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、道路の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、道路や沿道施設等の配置計画、基本設計等を検討する。 ● 防犯性の向上に当たっては、交通安全の確保からの必要性や経済性等を総合的に判断した上で実施する。
2. 見通しの確保	道路は、植栽等に配慮し、路上及び沿道施設等からの見通しが確保されたものとする。
3. 照明の確保	道路の照明は、夜間の利用状況や光害に留意しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。

4. 犯罪企図者の接近の制御	通学路や住宅地の道路等は、交通安全等の観点から必要な範囲において、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置が講じられたものとするのが望ましい。
5. 地下道等	地下横断歩道や高架下の道路等、構造上周囲からの見通しが確保しにくい道路は、カーブミラーや緊急通報装置等が設置されていることが望ましい。

第6 公園等に係る防犯上の留意事項

1. 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●公園、児童遊園、広場等（以下「公園等」という。）の建設、改修等に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、公園等の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、公園施設や植栽等の配置計画、基本設計等を検討する。 ●防犯性の向上に当たっては、公園に必要な性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で実施する。
2. 見通しの確保	公園等の出入口、通学路や通勤路等に利用される主要な園路、児童の遊び場等は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路等からの見通しが確保されたものとする。
3. 照明の確保	公園等の照明は、夜間の利用特性や管理体制、周辺状況等を踏まえて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。
4. 犯罪企図者の接近の制御	公園等及びその周囲の住宅等については、その特性や周辺状況等から管理上必要な範囲において、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置が講じられたものとするのが望ましい。
5. 公衆便所	公園等に設置される公衆便所は、周囲からの見通しが確保された位置に設置され、その出入口付近及び内部においては、人の顔や行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

第7 駐車・駐輪場に係る防犯上の留意事項

1. 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ●一般公共の用に供する駐車場（駐車場法でいう駐車場。以下「駐車場」という。）及び駐輪場（オートバイ置場を含む。以下同じ。）の建設、改修に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、駐車場及び駐輪場の利用特性、管理体制等を勘案しつつ、配置計画及び各部位の設計等を検討する。 ●防犯性の向上に当たっては、駐車場及び駐輪場に必要な性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で実施する。
2. 屋外駐車場	屋外に設置される駐車場は、道路等から見通しが確保され、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。
3. 屋内駐車場	屋内及び地下に設置される駐車場は、車両の出入りを管理し、構造上支障のない範囲において見通しを確保するとともに、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。緊急通報装置や防犯カメラ等が設置されていることが望ましい。
4. 駐輪場	駐輪場は、道路等からの見通しが確保され、自転車又はオートバイの盗難防止措置が講じられたものとするとともに、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できるものとする。

防犯に配慮した設計に係る参考文献

名称	編著者	発行年月	出版社
防犯設計の基本と実践（日経アーキテクチュア）	山本俊哉	平成13年7～12月	日経BP社
共同住宅の防犯設計ガイドブック	（財）ベターリビング等	平成13年7月	創樹社
安全・安心まちづくりハンドブック～防犯まちづくり実践手法編	安全・安心まちづくり研究会	平成13年5月	ぎょうせい
まもりやすい集合住宅	湯川利和	平成13年5月	学芸出版社
危ない侵入者を防ぐ安全マニュアル	中西 崇	平成13年2月	草思社
防犯住宅をつくる	（社）日本防犯設備協会	平成12年7月	創樹社
子どもはどこで犯罪にあって いるか	中村 攻	平成12年3月	晶文社
安全・安心まちづくり「防犯とまちづくり」（新時代の都市計画5）	小出 治・山本俊哉	平成12年2月	ぎょうせい
住まいの防犯点検・防犯改修（JUSRIレポート 別冊第10号）	マヌ都市建築研究所	平成11年3月	（財）都市防犯研究センター
安全・安心まちづくりハンドブック～防犯まちづくり編	安全・安心まちづくり研究会	平成10年9月	ぎょうせい
防犯照明ガイド	（社）日本防犯設備協会	平成10年7月	（社）日本防犯設備協会
防犯環境設計ハンドブック [住宅編]（JUSRIレポート 別冊第8号）	マヌ都市建築研究所	平成9年3月	（財）都市防犯研究センター
環境設計による犯罪予防	ティモシー・クロウ	平成6年3月	（財）都市防犯研究センター
住宅設計による犯罪予防	ポール・ストラード	平成5年3月	（財）都市防犯研究センター
デザインは犯罪を防ぐ	バリー・ポイナー	平成3年6月	（財）都市防犯研究センター

防犯に配慮した設計ガイドライン

平成16年10月

発行：青森県県土整備部整備企画課

〒030-8570

青森県青森市長島1丁目1番1号

TEL：017-722-1111（代表）
